

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

・法人理念でもある、24 時間 365 日の安心の拠点となるべく、地域の身近な相談窓口としてあらゆる相談を受け、各職種が連携し適切な支援を行ない、または適切な専門職に繋がります。来所相談、電話相談を始め、地域に足を運び持ち帰った情報をケアプラザ内で共有し、課題解決に向けた相談、取り組み、関係機関との連携支援を行ないます。地域ケアプラザは身近な相談窓口として利用していただくため、自治会(大岡地区連合町内会、別所地区連合町内会)・各単一町内会への周知、地域行事や祭り、防災訓練に参加し住民と共に地域の力を高めて行きます。

・地域住民が主体となって行う健康づくりの場「元気づくりステーション(大岡吹き矢の会、脳トレウォーキング、のびのび会)」、集いの場「ほっこり別所」など、ケアプラザとして介護予防の普及啓発と自主活動の自立を支援しています。

・誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう地域住民の助け合い(スマイルサポート別所、大岡ふれあいサポート)が安定して運営できるよう担い手の発掘・育成、新たなボランティア養成を行い、医療や介護など専門多職種とともに学ぶ機会を作り、地域包括ケアシステムを推進します。障がい者理解を深めるためボッチャ、バランスアップ体操などの事業を通じて垣根のない交流を目指しています。

・大岡地区はコロナ禍と地域包括支援センターの移動が重なり、地域で集う機会が減少してしまったため、白朋苑での出張相談会・介護予防講座などを開催し、目標でもある、“気軽につながりあえる楽しみの場”を提供していきます。

・別所地区は、2010 年度から子どもがいる世帯が増加しており、世代や立場に関係なく日頃から誰もがあいさつを行う顔の見える関係づくりを目標としています。ケアプラザとしても子育て・見守りの活動を積極的に応援する講座を開催しています。

・多世代の問題として高齢の親の年金で生活している無職の子、子育てと介護を同時に行っている 30 代 40 代などの問題、ヤングケアラー、精神疾患など一人一人の持つ問題と、その存在に早期に気づき包括的に相談を受け止められるよう職員も研鑽を重ねていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

大岡地区は人口 19,453 人、65 歳以上人口 25.4%、別所地区は人口 11,650 人、65 歳以上人口 63.4%(いずれも令和 4 年 9 月末時点)という地域です。他の地区と同様に区域内の地形に高低差があるため

町内会館にも集まりにくいなどの問題が生じています。地域振り返り会議では地域の商店などの協力などが話題になりました。ケアプラザとしても社会資源の発掘や開発を継続していきます。大岡、別所各地域の地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会へ参加し関係を良好に保ち、相談や気になることなど話しやすい関係づくりをしています。大岡、別所各連合町内会には毎月参加しケアプラザの行事や地域の様子、災害時の対応などの話をしています。防災訓練や要援護者への声かけは町内会単位でもかなり温度差があり住民の中でも問題意識を強くしている組織もあります。地域で災害の勉強やお互いの理解が深められるような学びの機会を作り、引き続き地域の災害対応力を高められるよう支援を続けていきます。

地域の担い手の高齢化が問題となっています。30代40代の子育て世代や地域外の学校に通学している世帯も増え、またマンション住民など自治会未加入の世帯も増えています。ケアプラザを通じた交流が地域との接点になる住民もいることを考え、地域交流の形についてオンラインなどを活用した交流も有用と考えています。長年住んでいる住民が多い魅力的な地域であることを発信し若い世代も地域の活動に親しみをもってもらえる取組をしていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

ケアプラザ、行政、社協と行っている定例カンファレンスではミクロの視点で地域の情報共有をし、地区振り返り会議では町内会長、民生委員、地区社協、行政で課題を共有しています。

別所地区懇談会では災害時の対応について、町内会単位で話し合い課題を共有し、大岡地区懇談会では小学生や学校職員も参加し地域の魅力を話し合い自分たちのまちについて関心を高める取り組みがありました。ケアプラザも地区懇談会での話し合いをもとに第4期地域福祉計画の実施の機会と捉え、それぞれの目標に向けた支援をしています。

近隣の子育て支援拠点はぐはぐの樹、保育園へ情報提供しパパ向け育児講座を推進しています。

ケアプラザ分科会、包括会議、コーディネーター研修などは専門職としての意見・情報交換の場として積極的に参加しています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

○法人理念

施設を社会資源のひとつと捉え、地域に根を張り、持てる機能の全てを地域に展開し、高齢者・障がい者のみならず人々の生活支援に生かす。24時間365日の安心の拠点となり、その存在価値を常に問い続けていく。

○事業目標

1. 医療・介護報酬改定に左右されず、より質の高い効率的な支援をめざし関係機関や他のセクショ

ンと連携する。

2. 地域包括ケアシステムの構築

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる、又、医療・介護が必要になっても包括的、継続的に在宅医療、介護の連携を推進していく。

常に、地域住民との共働のもと地域のニーズや課題を把握し取り組む。

3. 防災対策・福祉避難所として役割

定期的な地域住民や消防署との防災訓練を継続し、適切な対応ができるよう備える。(台風・水害被害・地震対策)

福祉避難所としては、要援護者の受け入れ体制整備を継続し事業継続計画に基づいた行動が取れるよう定期的な訓練を行う。

4. 認知症介護と高齢者虐待防止

高齢者の権利擁護については、継続して取り組み、個別ケース課題を通して、地域全体で取り組む。地域包括支援センターの権利擁護事業、あんしんセンター所長でもある法人顧問弁護士と協働し地域の高齢者が尊厳を保ち、安心して暮らせるよう支援する。

5. 地域への公益的な取り組み(環境美化活動、社福軽減、ライフサポート事業)

6. 地域共生社会の実現に向けた取り組み

我が事、丸ごと 高齢者、障害者のみならず、高齢者サロンの運営や認知症カフェ、子供食堂、子供の居場所づくりに取り組み、住民から信頼され交流の拠点として活性化を目指す。

○業務実績

社会福祉法人 横浜太陽会 設立 平成4年12月

特別養護老人ホーム 白朋苑 開設 平成5年5月

老人短期入所事業 開設 平成5年10月

老人デイサービス事業 開設 平成5年11月

在宅介護支援事業 開設 平成9年10月

居宅介護支援事業 開設 平成11年10月

横浜市六ツ川地域ケアプラザ 受託 平成12年2月

地域包括支援センター(白朋苑・六ツ川) 受託 平成18年4月

小規模多機能型居宅介護(真珠のかがやき) 開設 平成18年4月

訪問介護ステーション白朋苑 開設 平成26年12月

障害福祉サービス事業開始 平成27年3月

サービス付き高齢者向け住宅の経営 平成27年9月開始

定期巡回随時対応型訪問介護看護(おひさま) 開設 平成28年2月

夜間対応訪問介護(おひさま) 開設 平成28年2月

生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 開始 平成28年6月

栄養ケアステーション 開設 平成30年4月

特定相談支援事業 開設 平成31年2月

横浜市別所地域ケアプラザ 受託 令和2年4月

福祉用具貸与・販売事業 開設 令和4年1月

- ・上記の各事業の実施を通じて、介護予防支援から在宅での介護サービス、医療との連携、そして施設サービスへと継続したサービスの提供ができ、地域の住民に安心感を持っていただける存在であります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

特別養護老人ホーム、併設型短期入所生活介護、老人デイサービス、小規模多機能型居宅介護支援、居宅介護支援、地域包括支援センター、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応訪問介護、サービス付き高齢者向け住宅、栄養ケアステーション、特定相談支援、生計困難者相談、六ツ川地域ケアプラザ、別所地域ケアプラザの各事業のサービス区分別による月次報告書を基に予算に対する実績の進捗状況の確認を行っています。

現況は予算に沿った実績を維持しています。

法人税は毎年ゼロ申告を行っています。財務状況は、外部会計事務所による経営分析・診断を受け、法令を遵守し、健全かつ安定した経営を行っています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

- ・所長以下、指定管理で求められる必要な職員について、地域の福祉保健関係者、区役所や区社会福祉協議会などの関係機関と連携を密にし、良好な関係性を築く必要があると考えます。欠員が生じた場合は速やかに報告及び補充を行います。

- ・不足する職員においては、法人本部と十分に連携を取り、他部署からの異動や新規採用により適切な人材を確保します。その他、公的機関であるハローワーク・神奈川県福祉人材センターを中心に、横浜市介護人材求人情報提供システム、横浜市社会福祉協議会「ウェルじゃん」等の求人公開制度の利用やかながわ高齢者福祉研究大会に参加する学生・一般対象の就職相談会、民間企業の活用し、幅広い人材の確保・雇用を行います。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

- ・職員の採用に際しては、「法人の理念」、「職員の心得」を配布し、雇用管理にあたる所長の説明で内容を熟知してもらいます。また、毎年度当初の職員研修の場でも、全職員で「法人の理念」、「職員の心得」を読み合わせることで、再度職員として目指す方向性を確認し、常にサービス業であることを意識して職務に当たります。

- ・配置した職員間では、毎朝の各事業主任が集まってのミーティング、法人幹部を交えての月次の

代表者会議、月例職員会議等で報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有化を図ると共に、施設職員として、法人職員として目指すべき方向を確認し合い、意見や考えの出しやすい環境作りを意識します。

- ・指定管理者として公共性の高い業務に従事することから、常に法令順守を意識して業務に当たることの出来る職員育成に努めます。
- ・常勤職員、非常勤職員とも半年毎の人事考課にて、業務能力や自己研鑽、事業目標に対する個人目標の設定、および振り返りや評価を行なうことで、個々の育成を図っていきます。
- ・職員の資質向上を図るため外部研修への積極的な参加を推奨し、研修参加者による報告等により研修成果を地域ケアプラザ全体で共有し、業務に反映するよう努めていきます。
- ・年間を通じて内部研修計画を策定し、階層別・職種別に職員として必要な知識の習得が行えるよう取り組んでいきます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

- ・指定管理者として、公共の施設を維持管理していくことを常に意識して公平・公正に管理運営を遂行していきます。
- ・消防法などの関係法令を遵守し、建物・設備の良好な維持管理に努めるとともに、職員による施設巡回作業を少なくとも日中1回、夜間1回以上実施し、月1回の設備管理業者点検、管理者である所長の自主点検を励行し、危険箇所を含め破損・故障箇所の早期発見・修復を行います。
- ・指定管理者に求められる保守点検について、3者見積もりによる保守メンテナンスの業務委託契約を行い、適切な施設管理を行います。なお、修繕については区役所担当部署と相談調整し、適切に実施します。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

- ・安心して施設を利用していただくため、「緊急時対応マニュアル」、「事故防止マニュアル」を策定し、全職員が意識して取り組みます。また、地域ケアプラザ利用者の急変等に備えるため、心肺蘇生訓練、AED使用訓練を実施していきます。
- ・軽微なものはヒヤリハット報告書を作成し、蓄積・分析を行い、重大な事故を未然に防ぐよう取り組みます。
- ・やむを得ず事故が発生した場合には、利用者の安全を第一に被害を最小限にとどめるよう迅速に行動いたします。事故後、24時間以内に事故検討会議を開催し、事故の原因・分析を行い、再発

防止策を講じ、同様の事故が発生しないよう全職員で共有を行います。

- ・民間マンションの一部であることから、マンション管理組合および合築される子育て支援施設と連携体制を構築し、合同の防災避難訓練の働きかけを行なっています。また、地域ケアプラザ単独でも毎月1回月例防災訓練を実施し、119番通報訓練や消火器訓練、避難経路の確認、避難誘導訓練等を行なっています。
- ・防犯対策として、安全な管理運営実施のため、夜間の職員不在時もセキュリティ会社との機械警備契約を行い、施設の安全管理に努めます。
- ・災害時には自助・共助の取り組みが重要となってくるため、自助・共助の啓発として、あらゆるライフステージに応じた防災講座を実施します。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

- ・事前準備としては、災害に備えた行動として利用者も参加した防災訓練、日頃の備えとしての備蓄物資の管理、内容の検討を半年毎に実施しています。毎月の防災委員会で発災時を想定したマニュアルの見直しや、常時、全職員が対応できるよう研修・訓練をしています。
- ・災害時には避難場所となることを意識し、横浜市からの備蓄はもとより、法人独自で子ども・障害者・高齢者等に必要な備蓄を準備します。
- ・職員の参集については、自身、家族の安全確認後、福祉避難所マニュアルに則り速やかに参集し開設・運営にあたります。職員の参集にあたり、災害時の交通手段について代替手段の確認をしています。
- ・地域防災拠点や各単一自治会、小中学校と協働し、地域住民向け「福祉避難所」についての説明、講座を開催し周知活動を継続して行きます。
- ・福祉避難所情報共有システムは訓練期間を活用し多くの職員が操作訓練を行うようにしています。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

- ・地震等災害時に迅速な対応が行えるよう、防災備蓄一覧および緊急連絡方法を定めます。
- ・災害発生時に地域住民や帰宅困難者への飲料提供を行なう目的で災害救援ベンダー（有事の際に飲料が無料で提供できる自動販売機）を設置しています。
- ・毎年2回総合防災訓練とし、そのうち1回は地震を想定した貸館利用者の避難訓練を実施します。
- ・ケアプラザ館内に洪水ハザードマップを掲示し、貸館利用者、来所者、職員が危険予測を図れ

るよう啓発をしています。

- ・災害時に速やかに連携、協働が図れるよう、日常的に地域福祉保健活動関係者との連携や地域防災拠点での防災訓練に参加し、平時からの連携に努めます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

- ・これまでも総合相談や介護予防ケアマネジメントにおいて、事業者の選択時は相談者および利用者に対し、ホームページにより事業者一覧を示したうえで選択してもらっていますが、地域ケアプラザ業務連携指針に則し、今後も地域住民、地域の各種団体、事業者に対し、常に公正中立な立場で業務を推進していきます。
- ・地域包括支援センターでは事業者の選択について相談を受けることが多いため、相談者の意思、意向を尊重するとともに、ホームページ等により情報提供し、その上で相談者に選択してもらうよう徹底しています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

○利用者のニーズ把握及び改善について

- ・事業毎に利用者に対して少なくとも年1回アンケート調査を実施し、ニーズの把握を行います。結果を分析し、改善策の検討及び実施と併せて実施後のモニタリングを含めケアプラザ全体で共有（館内の掲示版で公表する等）を図ります。

○要望や苦情への対応の仕組み

- ・館内に“意見板や意見箱”を常設設置するほか、ホームページからも日常的に利用者等からの要望や意見、苦情等を受け付ける体制を整えます。
- ・苦情受付担当者・苦情解決責任者・苦情解決第三者委員（民生委員・福祉担当者）を明確にし、苦情受付体制・フォロー図の施設内掲示をするとともに、利用契約時には公的機関に対しても苦情の申立てができる旨の丁寧な説明を行います。
- ・苦情解決マニュアルを策定し、苦情受付後、迅速に解決が図れるよう取組みます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

○個人情報保護への取組みについて

- ・個人情報管理の重要性を認識し、個人情報保護に関する法律・横浜市個人情報保護条例に従い、利用者の個人情報の保護に努めます。
- ・個人情報保護基本方針および個人情報の利用範囲を施設内に掲示するとともに、ホームページにも情報を公開し、取り扱いを明確にします。
- ・個人情報保護に関する全体研修を少なくとも年1回実施し、個人情報の取り扱いの再確認および漏えい防止・保護に努めます。
- ・個人情報を適正に管理するため、事務作業に際し、離席時のパソコンのロック、パソコンや個人情報の含まれた書類等の施錠保管、書類廃棄の際のシュレッダー利用の徹底を行います。

○情報公開への取り組みについて

- ・法人の運営状況等の情報については、ホームページにて公開します。
- ・事業計画・事業報告・決算書の閲覧を可能とし、ホームページにて公開します。
- ・介護サービス情報公表の調査を実施し、情報を公開します。
- ・保有情報の公開請求があった際には、あらかじめ策定したケアプラザ情報公開規程に則り、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の公開を実施します。

○人権尊重への取り組みについて

- ・横浜市人権施策基本指針“一人ひとりの市民がお互いに人権を尊重しあいともに生きる社会の実現を目指して”を基に、あらゆる分野の人権問題をテーマとした研修や事例検討を定期的に開催します。職員一人ひとりの人権問題に対する理解を深め、人権尊重に関する意識を高めていきます。また、日常業務内でも人権尊重について意識できるよう建物内の掲示板に人権啓発ポスターを掲示します。
- ・人権侵害や差別問題について相談を受け付けた際には状況に応じて、人権相談窓口等の適切な相談機関へ紹介を行います。
- ・地域住民に対しても障害理解講座等を開催することでノーマライゼーション意識の醸成および誰もが安心して暮らせる地域づくりへの啓発を行なっていきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

○環境配慮について

- ・ヨコハマ3Rプランの主旨を理解し、職員および利用者にも協力を仰ぎ、ゴミの発生抑制・分別・リサイクルに努めていきます。
- ・ゴミの排出抑制の一環として、燃えるごみ、プラスチックごみ等、種別に日々排出量を計測し、四半期毎に統計をとることで、傾向を把握し長期的な削減に取り組みます。
- ・施設内にゴミ減量を促すポスターを掲示し、利用者及び職員の私用ごみ持ち帰りを励行し、ごみ減量化を行います。
- ・車両のアイドリングストップを励行し、CO2削減に取り組みます。

・日常業務においては、水光熱費の削減のため冷暖房の適正温度設定を行うほか、夜間や日中の時間帯でも施設内の電気オンオフやOA機器画面オフなどの節電を意識した行動をしています。

○市内中小企業優先発注について

・横浜市の重要施策である市内中小企業の振興に関する「横浜市中企業振興基本条例」の趣旨を踏まえて、小破修繕、物品・役務の調達にあたっては、横浜市ホームページの有資格者名簿の情報を活用して、市内中小企業者から見積もりを聴取する等、市内中小企業者の受注機会の増大に寄与します。

○男女共同参画推進について

・男女共同参画社会基本法の趣旨に沿い、男性も女性も一人の人間として能力を発揮出来る機会を確保します。

・子育てや介護、ダブルケアなど個人の置かれた状況に応じ、多様で柔軟な働き方が選択出来るよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取組みます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

- ・広報紙や地域の掲示板を利用しての紙媒体による方法の他、ホームページやブログ、フェイスブック等の SNS を含めたインターネット環境を利用し、様々な年齢層へ情報提供していきます。
- ・ホームページ、ブログ、ラインを毎週更新し、地域やケアプラザの最新情報を発信するよう専門職を配置しています。
- ・利用申し込みの受け付けについては、来所・電話のほか、インターネット環境で行なっています。
- ・施設内外に掲示板や配架専用スペースを設置し、各分野における情報提供を実施します。施設利用者や周辺住民の方々へより身近な情報の発信場所となるよう取り組んでいきます。
- ・近隣の施設（別所コミュニティハウスや自法人の施設等）と連携を図り、お互いの施設利用を促進していけるよう相互で協力体制（貸館等の問合せで対応が難しい場合には近隣の施設を紹介する等）を構築していきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

- ・別所地区、大岡地区共に継続して、民生委員児童委員協議会定例会、定期訪問事業連絡会、町

内会、老人会等に参加し、地域包括支援センターの機能や役割の説明を行っている他、自主事業及び介護予防サロン、独自の事業を通して、同様の取り組みを行ってきました。子育て支援拠点、地域活動ホーム、生活支援センター、中途障害者地域活動センター等の関係機関との連携を図り、各分野について最新かつ適切な情報提供が行えるよう体制を整備しています。

- ・各種会合にも積極的に参加し、より身近な相談機関である事を周知していきます。
- ・広報専任職員を配置し、ホームページ、ブログ、ライン、広報誌、掲示版等を活用して情報提供を行っている為、取り組みを継続し、より内容を充実させていく事で各分野についての情報提供を図っています。
- ・各エリアの民生委員を対象として、介護保険制度の説明や高齢者虐待防止、認知症サポーター養成講座等の様々な研修を定期的に開催してきた事で、ちょっとした変化への気付きの視点や制度理解が促進され、支援が必要な際に円滑な対応や支援の導入に繋がりました。今後もこの取り組みを継続し、民生委員を始めとした地域福祉保健関係者との密なネットワークの更なる拡大を図り、早期発見・早期対応を行っていきます。
- ・地域ケアプラザとして高齢者分野以外にも、子どもや障害者分野等、多岐に渡る相談に対応できるよう、日常的な情報共有の機会を設ける事と並行して、定期的な職員のミーティングを実施します。署内の5職種やその他の職員も含め随時連携を図っていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

- ・地域の各種会合や各職種が行う事業において得られた相談については、生活支援コーディネーター、地域交流コーディネーター間で情報共有を行い、より専門的な対応が必要である場合は地域包括保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士を含めた5職種で情報共有・連携を図っています。
- ・法人の強みを生かし、栄養ケアステーションや各サービス事業所と連携し、地域ニーズに合った事業等の展開を検討していきます。栄養ケアステーションでは、乳幼児期の食事相談、離乳食講座や幼児食講座、アレルギーがある子どもの食事講座、幼稚園・保育園児のお弁当講座、障がい者の自立に向けたクッキング講座、生活習慣病予防のためのヘルシークッキング講座、高齢者向けの食事作り講座等を行なっています。
- ・区役所、区社会福祉協議会、子育て支援拠点、地域活動ホーム、生活支援センター、中途障害者地域活動センターとは、日常からの相談を通して連携を図っています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- ・別所地区および大岡地区民生委員児童委員協議会の定例会、別所地区および大岡地区定期訪問

事業の定例会に出席しての情報共有や情報交換を通じた顔の見える関係作りを今後も継続します。同様に、老人会の会合や地域の食事会、防災訓練、地域の祭りなどのイベントにも継続して参加し、幅広いネットワーク構築に努めています。

- ・大岡地区連絡協議会では委員として継続参加し、健康福祉まつり、交通安全教室、音楽祭、健康ウォークの企画・運営を担い、地域関係者とのさらなるネットワーク構築に努めています。
- ・別所地区および大岡地区の連合町内会長の定例会へ出席することにより、より地域に溶け込み幅広い関係作りを行なっています。
- ・区役所、区社会福祉協議会、子育て支援拠点、地域活動ホーム、生活支援センターとは日常からの相談等を通して協働し、これまでの関係性をより発展させていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

第4期地域福祉計画の推進については以下の通り取り組んでいます。

- 重点目標1「孤立しがちな人をお互いさまのまなざしで、見守り・支え合いの活動をひろげよう」に対し、民生委員児童委員協議会に参加し相談しやすい環境作りをしています。また、民生委員、地区社協、薬局、郵便局、商店などの参加による見守り協議体を発足しています。地域ケア会議では、認知症独居の高齢者の生活について、町内会長を始めとした地域住民、近隣の商店、公共施設の職員の参加で支援方法を話し合いました。このような話し合いの場を多く持つことにより地域の見守りのネットワークの必要性を感じ、行動に移せる地域づくりに取り組んでいます。
- 重点目標2「様々な個性や世代の住民が参加・活躍できる機会や場づくりを進めよう」に対し、地域の子ども祭りの開催の支援、障がい者施設との秋祭り共同開催をしています。また誰もが居場所として参加できる場所としてにっこりカフェの支援もしています。今後も多様性を尊重した、誰もが主体的に参加、活動できる場づくりに取り組んでいきます。
- 重点目標3「情報を届けることで地域・活動への関心を高めよう」に対し、広報誌の掲示、配布を行い地域の情報発信や活動の推進をしています。メディア担当の専門職を配置し、魅力的でタイムリーな話題のホームページ、ブログ、ラインを発信するなど情報拡散の媒体も様々な手段を活用しています。
- 重点目標4「地域福祉保健の活動の基盤を強くしよう」に対し、健康づくり講座や地域の方が集まりやすい公園で介護予防教室、体操の会などを開催しています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地域福祉保健計画を推進するにあたり、地区支援チーム、地区振り返り会議等で課題や解決に向

けた取り組みを話し合いました。地区支援チームでは行政、ケアプラザが課題について共有し、地区振り返り会議では地域住民、町会長、民生委員、保健活動推進員の立場から現在取り組んでいる活動の報告などを行い、課題や情報を共有し今後の取り組みにつなげています。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

○高齢者支援事業に関して

回想法を取入れた歌の会、誰でも座ったままでバランス力を高める体操、ユニバーサルスポーツのポッチャ、手芸、生け花教室等を展開し、高齢者の閉じこもり防止を図ります。また、参加者の言動を注意深く観察する中で、気になる点が見つかった場合は、地域包括支援センターの職員と連携し、必要な支援方策を探っていきます。

○こども・障がい者支援事業に関して

未就学児と保護者の遊び場や英語教室などの子育て支援事業を年間を通し定期的に行い、保育者の交流と相談の場を提供し、子ども達の学びと外出の機会を増やします。夏休み・冬休みには工作教室や福祉理解講座を開催し、地域福祉への啓蒙を広げます。また、障がい者の活動場所が少ないという地域特性を鑑み、障がい者と地域住民と一緒に参加する体操教室を定期開催する他、ケアプラザ祭りで交流を深めます。

○地域向け支援事業に関して

自主化を目標として参加者に説明を行うなど参加者にも自覚をもって参加して頂けるよう促し、将来的には自主事業等へボランティア活動して頂けるような人材育成を視野に入れて実施していきます。

自主化を希望するグループに関しては、ケアプラザがいつでも相談できる窓口となり、助成金申請などのアドバイス、活動場所への定期訪問、更なる発展のため広報誌への掲載を行うなど後方支援を行います。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

・福祉・保健団体に留まらず、地域ケアプラザの貸館を利用するすべての団体に呼びかけて貸館利用団体の懇談会・交流会を開催し、その場で各団体の活動目的や内容を紹介し周知を図り、また地域ケアプラザの貸館施設設置の趣旨を説明することで、福祉保健活動団体が優先的に利用できるよう、他の団体にも理解を求めています。

・多くの地域住民が集う「ケアプラザ祭り」での公演イベントや模擬店に、障がい児者グループを始め福祉・保健活動団体が日頃の活動での成果を発表する時間と場所を設けることで、地域住

民にこれらの団体の活動状況を広く周知、理解していただくきっかけとなるよう支援していきます。この働き掛けが、福祉・保健活動団体が地域ケアプラザ以外の場所でも活動しやすい状況に繋がっていくと考えます。

- ・ホームページに貸館空き情報を掲載し、気軽にかりられるようにします。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

・ボランティア活動をしたい方の意向を汲んでのコーディネートはもちろん、一定の経験を積んだ方には、更に別の場所、別の分野に活動を広げて頂けるようなコーディネートも試みて、ボランティア活動の幅を広げていきます。

ボランティアは随時広報誌や館内掲示で募集し、ボランティア会を開いて繋がりを持続させ、スキルアップとなる勉強会を行う他、貸館利用の趣味団体の方にも自主事業等ケアプラザ内外のボランティア参加へ声掛けを行います。また、ボランティアセンターと連携して活動の場が広がる様に情報提供しならコーディネートを行います。

・単なる「受け手」「支え手」の関係に留まらず、年齢や障がいの有無に関係なく、知識・趣味・特技等を生かして「受け手」が「支え手」としても活動でき、住民同士の支え合いが広がるようコーディネートしています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

・日頃から地域の連合自治会や地区社会福祉協議会等で主催しているサロン活動、高齢者食事会、健診やウォーキングの保健活動、防災訓練、防犯活動等取材し、情報の収集、活動している地域の方々との顔の見える関係づくりに努めます。

・上記取材により収集した情報を広報誌に掲載し、エリア内各戸回覧やコミュニティハウス、区役所、病院、学校、子育て拠点等へ配架します。広範囲に配架を依頼することで、地域住民への広報および周知を行います。

・ホームページやブログ等の SNS も活用し、「貸館の予約情報」や「講座の募集状況」を掲載、定期的に更新を行います。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

○高齢者のニーズ・分析の把握については、データの収集と地域に出向き収集した住民の意見を

把握し、分析しています。具体的には下記のような形で収集して分析をしていきます。

1. 地区の統計データにおいて、高齢者の年齢別分布状況を収集していくとともに、区より提供のある地区概況データにおいて、介護認定の状態や利用サービスの状況を把握します。
2. 地域のサロンや自主サークルの活動場所へと足を運ぶことで、地域のインフォーマルサービスとして情報を整理し活用していきます。また活動に参加されている方の年齢層、通われている範囲などから、その活動のある地域の地域性や、集いの場を必要とする地域などの分析をしていきます。
3. 地域の企業や商店との協力を通してニーズを把握します。また地域ケア会議や協議体にもお越しただいて、事業者による高齢者の見守り協力や、事業者側がどう地域に入っていけばいいのか等を、話し合っけていきます。
4. 地域の様々な活動に参加し、実際に地域住民から拾った声を、地域ケア会議や協議体の場で発信し、地域の課題を話し合う場で活用していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ・地域の活動や交流の場で顔の見える関係づくりを土台とし、各職種が関わった企業、NPO、地域資源の情報を定期的に共有し継続的にアセスメントを行っています。
 - ・介護保険サービス事業者と障がいサービスと相互の研修会の実施、インフォーマルサービスの紹介やボランティア団体に出向きサービスの実施状況を把握しています。
- 地域内にある商店・学校・神社寺社等を社会資源として活用できるよう今後の利用について相互に話し合いを重ねていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

○地域で行われる会合や、包括支援センターで実施される地域ケア会議において、課題に対する協議の場を持つことを提案していきます。地域住民の方々にご理解いただくために、きっかけづくりとして講座等を企画し、地域と協議していきます。具体的には下記のような形で収集して分析をしていきます。

1. 地域において保管している名簿などの個人情報の管理と活用について、また見守り活動の中でどこまで情報を共有していいのか等課題が出ているため、地域の方々と協議の場を設けて検討していく事を提案していきます。専門家を講師に呼び、地域の見守り活動に関わられている方へ向けた講演会を、共同で企画・実施する等、きっかけづくりを提案していきます。
2. 地域における緩やかな見守りについて、協議の場を設けます。別所地区・大岡地区ともに、地域福祉保健計画の中で、緩やかな見守りを取り組み目標としており、地域の課題として各団体や活動と協力して、見守り活動をどのように地域の方に知ってもらい、広げていく事が出来る

かを考えていきます。

3. 地域の企業や商店など、事業者との協力についても課題が出ており、「地域の防人（まもりびと）」として地域の方や事業者の方を交えて、協議体の形で検討しています。
4. その他、個別の生活支援についての課題が見えている地域においては、積極的に協議の場を設け、協働で検討していけるようにしていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

○既存の地域の活動の継続・発展に向けては、定期的に足を運ぶことで活動を把握し、課題があれば支援を行っていきます。新たな活動の創出や、コロナ禍による中断からの再開を目指す活動団体へも支援を行います。具体的には下記のような形で収集して分析をしていきます。

1. 新規の活動創出の参考にするための情報提供や、他の活動の見学や話を聞く機会などを調整します。またコロナ禍からの活動再開を目指す団体には、他地域での同様の活動における再開状況や、消毒・人数制限等の感染対策に関する情報を提供していきます。
2. 新規に活動を開始する団体や、活動をしていても人数が集まらない、開催場所・時間が分かりにくいなどの課題を抱えている既存の団体に関しては、広報やチラシ作成に関する支援を実施していきます。また、ケアプラザの広報誌や LINE 配信、ホームページなどを活用して、活動を取り上げていきます。
3. 地域の企業、商店、神社・仏閣と協働で新たなサービスの創出などを企画・検討していきます。お寺を会場にした事業の実施や、既存のサロン活動の中で企業の方に講座をして頂く事で関係づくりをしていき、お寺などを活動場所としたサロン活動の創出や、企業・商店などと連携した地域支援を一緒に検討していきます。
4. その他、地域活動を開始したい住民の方に対しても、他地域を含めた類似活動の紹介・見学の調整、補助金などの情報提供を行い、活動を立ち上げるための支援を積極的に実施していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

○総合相談支援

1. 地域におけるネットワークの構築

- ・地域ケア会議で検討された課題である“地域における高齢者の見守り”について地域全体で展開していく為には福祉保健関係者のみならず民間企業の方々もそれぞれの業務の中で緩やかな見守りを行っていく必要があります。地域包括支援センターの役割を周知していく事と共に、関係者からも気軽に相談や情報交換が行える体制作りを推進し、見守りネットワークを充

足らせていきます。

2. 実態把握

- ・個別相談の分析や老人会・サロンでのアンケート調査等を積極的に実施し、地域の高齢者の生活課題やニーズを把握しています。把握した課題やニーズについては地域の福祉保健関係者だけではなく、積極的に地域住民や民間企業を含めたメンバー構成で解決方法を展開していきます。
- ・民生委員児童委員協議会など各種地域関係団体の会合へ参加することにより、最新の地域動向や地域情報の収集を行っていきます。

3. 総合相談支援

- ・地域における身近な相談窓口としての機能を周知し、子どもから高齢者まであらゆる世代の方々が安心かつ気軽に相談できる体制を継続します。
- ・個別相談では地域包括支援センター3職種が連携して、総合的な視点から状況を多角的に捉え、適切な支援方針を検討し、制度横断的に具体的な対応を行っていきます。また、必要に応じて適切な関係機関へ迅速に繋ぎ、常に早期対応を目指していきます。支援方針の検討にあたり、職員間での日常的な情報共有の他に、特に多問題を抱えるケースでは必要に応じて随時、区役所や民生委員、サービス事業所等の関係機関とのケースカンファレンスを開催し、問題解決に努めていきます。
- ・担当エリアが東西に広範囲に広がっており、地理的にも山坂が多い為、地域ケアプラザまで来所出来ない相談者も想定できる事から、定期的に出張相談会（白朋苑、別所コミュニティハウス、各町内会館、イトーヨーカドー等）の開催を計画し、アウトリーチの視点も取り入れて総合相談業務に従事していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

○認知症支援事業

- ・認知症の正しい理解促進のため、キャラバンメイトと協働し、認知症サポーター養成講座を開催しています。これまでに民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、町内会向けに行なっているほか、イトーヨーカドー横浜別所店の従業員および来店者向けにも行なっていますが、さらなる普及啓発が必要と考えられるため、今後もエリアの各町内会、関係機関、イトーヨーカドー横浜別所店をはじめとする民間企業向けに開催の働きかけを行なっていきます。また、子ども（小・中学生）向けの認知症サポーター養成講座も開催し、サポーターのすそ野を広げるとともに、子どもも含めた地域の見守りネットワークを構築していきます。
- ・認知症の方でも気軽に参加出来る居場所作りとして、エリア内の認知症キャラバンメイト、ボランティアと協働してのにっこりカフェ（認知症カフェ）の立ち上げ～自主化、チャレンジ支援助成金制度利用等の後方支援を行ってきました。運営自体は安定している為、今後はケアプラザでのサテライト出店や活動拡大に向けて後方支援を継続していきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

○成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

- ・南区内では消費者被害や特殊詐欺等の被害額が大きい現状があります。被害防止を図っていく為に、老人会、町内会、講座等でも積極的に被害防止を目的とした普及啓発講座を開催していく事で被害防止を推進していきます。また、講座終了後には、守秘義務やプライバシーの確保がなされており、安心して相談できる場所でもある事を併せて案内していきます。
- ・これまでの傾向として成年後見制度の利用が必要な事案は決して多くはありませんが、問題が重篤化してから相談が挙がり、申立て自体が難しい事案も発生しています。こういった現状を踏まえ、成年後見制度について正しい知識を身に付け、適切な時期に利用をして頂く為にも制度の普及啓発は必須と考えます。また、エンディングノートの活用を促進し、地域住民の1人1人がこれまでの人生を振り返り、より良い人生を歩んで頂く為にも終活の普及啓発も推進していく必要があります。終活を基本テーマとした連続講座を開催し、エンディングノートを活用しつつ、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の内容も含め幅広い視点で展開していきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・地域住民に対しては、老人会や町内会の会合、民児協等へ出席し、介護保険制度や介護サービス、ケアマネジャーの役割等について説明を行っています。また広報誌やホームページにて介護保険制度の流れを掲載しました。しかし周知が広く浸透しているとは言い難いため、今後も継続して各種会合に参加し説明を行っていきます。
- ・エリアのケアマネジャーに対しては、定期的な事業所への訪問の他、サービス担当者会議等で、地域で活動する上での困りごとやニーズについて聞き取っています。また別所地区で活動するケアマネジャー向けに勉強会や研修を開催し学びの場を提供しています。支援困難事例や緊急対応等は3職種で連携し、適切な助言や同行訪問を行い、必要に応じてサービス担当者会議を開催しています。
- ・区役所と南区8包括共催で「新任ケアマネジャー実習」「現任ケアマネジャー向け研修」を開催し、様々な視点からケアマネジャーの資質向上を図っています。今後もケアマネジャーのニーズに合わせた研修や勉強会を定期的に行います。

■在宅医療・介護連携推進事業

- ・南区在宅医療相談室の事例検討会にファシリテーターとして参加している他、南区在宅療養支援ネットワーク会の総会・講演会に事務局として参加し、ケアマネジャー・医療関係者と

のネットワーク構築を図っています。

- ・エリア内の居宅介護支援事業所および医療機関、調剤薬局を適宜訪問し、地域包括支援センターの事業等について周知や情報交換を行なっています。今後も同様の取組みを継続する他、協力医との情報交換や勉強会を通して医療・介護の連携推進を支援していきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- ・地域包括支援センターに寄せられる相談を通して、隣近所や民生委員、友人など地域と繋がっていない高齢者は、状況が悪くなってから近隣の方の通報等により情報が入ることが多く対応も困難であることが分かっています。そのためには早期発見・早期対応が必要であり、地域の福祉保健関係者、介護・医療関係者だけでなく、地域住民や地域で業務を行なっているさまざまな職種の方が有機的に繋がっていることが必要であるため、平成29年度より“地域での高齢者の見守り”をテーマとしてエリア別に個別版地域ケア会議、個別版を統括して包括版地域ケア会議を開催しています。会議では地域の福祉保健関係者、介護・医療関係者・地域関係団体・行政等の関係者だけでなく、コンビニや新聞販売店、配食業者、商店等の民間企業も含めた多職種による見守りネットワーク構築について検討を重ねてきました。高齢者を地域で見守っていくには民間企業も含めた広範囲の有機的なネットワーク構築をしていく必要がある為、それぞれが業務の中で緩やかな見守りを行っていけるような場面での連携を推進していきます。
- ・検討に当たっては、リハビリ職・栄養士等多職種の助言者にも参加を要請し、より専門的な視点で助言をいただくよう取り組んでいきます。
- ・地域包括支援センターが身近な相談窓口としての機能を周知していく事を目的として、普及啓発用ツール作成について協議体を設置し、民間企業も含めたメンバー構成でネットワーク構成団体が一緒になって作り上げていく取組みを実現していきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

- ・要支援および事業対象者に対するケアマネジメント業務が適切に行われるよう、他職種や区をはじめ関係機関と連携しながら、委託している事業所やケアマネジャーへの支援を行います。
- ・プランの中に給付以外の地域のインフォーマルサービス等を組み込む等、地域の特性を生かした支援が出来るように情報提供を行います。
- ・指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定は、公正・中立性の観点からハートページで情報提供をし、ご本人の選定により決めていただくよう徹底していきます。
- ・包括エリア内やブロック毎で介護予防支援業務に関する研修会等を開催し、ケアマネジャーのスキルアップを図っていきます

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

- ・一般高齢者のリスク把握と介護予防プログラムへの参加を推進するために、町内会・老人会と連携し、地域の行事の中で、「お元気で21健診・出前講座」を実施していきます。
- ・地域活動に参加し、地域のニーズに合った介護予防事業の把握に繋げるとともに、身近にある町内会館で介護予防講座を開催し普及啓発していきます。介護予防講座は「お元気で健診・出前講座」とタイアップして、参加者がご自分のリスクを把握し、介護予防に繋ぐことができるように、管理栄養士や理学療法士等と企画を検討し、効果的な講座を目指していきます。
- ・介護予防教室等に来なくなってしまった参加者に状況把握と参加継続のアプローチを行います。また、介護になっても参加できる環境づくりを実施主体者とともに検討します。
- ・自主活動グループや元気づくりステーションが円滑に活動できるように後方支援を行います。
- ・介護予防事業の取り組みについて、広報誌やホームページを活用し、地域住民に普及啓発します。
- ・地域活動として定着するよう、担い手の発掘、育成、支援を行います。また、担い手発掘の場として、講座や講習会を開催します。介護予防サポーターおよび元気づくりステーションボランティアの育成・支援のため、フォローアップ研修の場を設けていきます。
- ・山坂の多い環境下、閉じこもり傾向の住民の増加が見られるため、地域でのネットワークを構築し、早期に相談に繋がるように地域に働きかけていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域包括支援センターでの総合相談業務の分析から、高齢者を地域で孤立させないためには、医療・介護の専門職および地域の福祉保健関係者だけでなく、隣近所をはじめとする地域住民、地域で業務を行なう民間事業所がネットワークを構築し、緩やかに見守り、早期発見・早期対応をすることが必要であるという結論に至りました。平成29年より地域ケア会議において、医療・介護専門職、地域福祉保健関係者の他、民間事業者にも参加していただき、地域における見守りネットワークの構築の検討を行なっています。今後は有機的なネットワークを構築し、それぞれの業務・立場の中で緩やかに見守りを行なってもらい、異変の早期発見・早期対応を行なえる体制を作っていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

- ・利用者の自己選択を尊重するほか、心身の状況、生活状況、経済状況に合わせてケアプランを作成し、住み慣れた地域での生活が継続出来るよう公正・中立な立場から支援を行います。
- ・地域の高齢者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、自立支援、介護予防、重度化予防の視点に立ってケアプランを作成します。また、介護保険サービスだけでなく、行政サービスおよびインフォーマルサービスを積極的に取り入れ、総合的かつ効率的に支援します。
- ・地域の住民や福祉保健関係者、地域包括支援センターとの連携に努め、地域の独居高齢者、高齢者虐待ケース等の支援に協力します。
- ・ケアプラザの機能を活かし、事業所内他職種、関係機関・地域団体と連携し、安心・安全な生活を送ることが出来るよう支援を行います。
- ・地域包括支援センター・地域活動交流事業との情報交換を積極的に行い、収集した地域の最新の情報を共有し、利用者に還元していきます。
- ・職場内外の研修や連絡会等に参加し、専門職としての資質向上を図り、事業所内で共有を行なうことでレベルの均一化を図ります。

- (6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）※別所地域ケアプラザは実施施設ではありません
プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

- ・地域ケアプラザが担当する地域は、一部平坦地はあるものの、ほとんどは山坂の多い場所です。そのため、地域包括支援センター、地域活動交流事業、介護予防支援事業、居宅介護支援事業それぞれが行う訪問に当たっては、電気自転車、自動車を配備し、実務に当たることが必須となります。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

- ・利用者の利便性、快適性の向上に役立つよう、よりよい環境整備に費やし、費用対効果を検証していきます。
- ・備品の調達に当たっては、数社の見積もり合わせを行い、同程度の性能をもつものであれば、より低額の物品を購入するようにします。また、寄付等があれば活用し、費用抑制を行なっていきます。
- ・消耗品の購入に当たっても、インターネットや複数店舗での価格動向の調査を行うほか、在庫管理を徹底して経費削減に努めます。

- ・各所に温度計・湿度計を設置し、常に点検することで過度の冷暖房による光熱費の節約を行います。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

（令和3年度実績より抜粋）

○介護予防普及啓発事業

コロナ禍から通いの場の中止が長期化した影響もあり、フレイル、うつ、認知症悪化、持病悪化が顕在化、活動グループに再開方法や繋がり直しなどの支援をし開催にこぎつけました。

- ・4講座、延べ開催回数36回、延べ参加者701人

地域介護予防活動支援事業

- ・地域組織の育成支援:5講座、延べ開催回数52回、延べ参加者701人
- ・ボランティア育成支援:1講座、延べ開催回数2回、延べ参加者29人

○総合相談件数

地域にお住まいの方々からのあらゆる相談を受け付け、状況に応じて電話や訪問などの対応を行った。区役所、民生委員など日頃から連携を意識して行った。相談内容の最多は「介護保険について、」以降は日常生活、施設入所、などでした。

- ・1461件、うち訪問245件

○ケアマネジャー支援

- ・事例検討や言語聴覚士を招いて現場で実践でき研修を行いました。

○地域活動交流

- ・広報誌発行:毎月、地域内23自治会・町内会、近隣町内会、老人会、近隣施設など1700部配布。
- ・ホームページ、ラインなどSNSを利用、毎週情報を更新。

自主事業:高齢者向け事業、3事業、延べ回数50回、延べ参加者269人

地域向け事業、6事業、延べ回数65回、延べ参加者652人

子ども向け事業、3事業、延べ回数18回、延べ参加者240人

○ボランティア活動実績

- ・ボランティア同士の顔合わせ、情報共有のための会合を2回開催。うち1回は認知症サポーター講座
- ・登録数34人、活動人数13人、延べ活動日数130回

○生活支援体制整備

- ・地域高齢者の生活を把握するため会合などに参加、情報収集、ニーズなどを把握・分析を行いました。
- ・横浜市福祉活動サービスデータシステム「Ayamu」へ情報入力IT化を推進。
- ・多様な社会資源の把握、関係構築のため、地域の障がい者施設やお寺など顔の見える関係づくりをしました。

○居宅介護支援

可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活がおくれるよう、自己決定を尊重したケアプラン作成の支援をしました。

令和3年度3月末時点ケアマネ3人(常勤換算)ケアプラン作成人数 117人

(2) 職員配置状況について

前期の指定期間における職員配置の実績を記載してください。

令和2年4月1日～R4年3月31日における職員配置実績は以下の通りです。

令和2年度

所長1名、保健師1名、社会福祉士2名、主任ケアマネジャー1名、
地域活動交流コーディネーター1名、生活支援コーディネーター1名

うち、社会福祉士1名不在日数 243日

主任ケアマネジャー不在日数 151日

令和3年度

所長1名、保健師1名、社会福祉士2名、主任ケアマネジャー1名、
地域活動交流コーディネーター1名、生活支援コーディネーター2名

うち、社会福祉士1名不在日数 274日

主任ケアマネジャー不在日数 355日

令和4年度

所長1名、保健師1名、社会福祉士3名、主任ケアマネジャー1名、
地域活動交流コーディネーター2名、生活支援コーディネーター1名

うち、社会福祉士1名不在日数 178日

職種	R2年度('20)	R3年度('21)	R4年度('23)	不在日数
所長	4/1～3/31	4/1～3/31	4/1～3/31	0
社会福祉士A	4/1～3/31	4/1～3/31	4/1～3/31	0
社会福祉士B(加配)	4/1～7/31			243
社会福祉士C(加配)		4/1～6/30		274
社会福祉士D(加配)			4/1～7/31	
社会福祉士E(加配)			12/1～2/3	178
主任ケアマネジャーA	4/1～10/31			151
主任ケアマネジャーB		3/22～3/31	4/1～3/31	355
保健師	4/1～3/31	4/1～3/31	4/1～3/31	0
生活支援コーディネーターA	4/1～3/31	4/1～9/30		0
生活支援コーディネーターB		9/1～3/31	4/1～3/31	0
地域交流コーディネーターA	4/1～3/31	4/1～3/31	4/1～10/31	0
地域交流コーディネーターB			9/1～3/31	0

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市別所地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	団体本部経費の含有	金額
賃金水準スライド 対象 人 件費※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象 人 件費)	<input type="checkbox"/>	13,584,990
賃金水準スライド 対象 外 人件費	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象 外 人件費)	<input type="checkbox"/>	360,000
事業費	サロン活動(講師料)、広報誌発行、生け花教室、子育て支援、にっこりカフェ、クイズラリー	<input type="checkbox"/>	1,600,000
事務費	事務消耗品費、通信費、消耗器具備品費、事務機器リース、保険料、アルコール、振込手数料	<input type="checkbox"/>	1,177,000
管理費	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	2,693,900
指定額	小破修繕費 474,000 円	/	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		△
施設使用料相当額			△0
合 計			19,889,890
うち、団体本部経費			0

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	団体本部経費の含有	金額
賃金水準スライド 対象人件費※2	内訳（生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費）	<input type="checkbox"/>	■
賃金水準スライド 対象外人件費	内訳（生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費）	<input type="checkbox"/>	■
事業費	認知症ケア講座、防災食講座、居場所づくり講座、地域の見守り研修	<input type="checkbox"/>	■
事務費		<input type="checkbox"/>	■
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		△
合 計			5,950,000
うち、団体本部経費			0

※2：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	団体本部経費の含有	金額
賃金水準スライド 対象人件費 ※3	内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費）	<input type="checkbox"/>	26,338,970
賃金水準スライド 対象外人件費	内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費）	<input type="checkbox"/>	1,180,000
事業費	交流会・介護の集い 講師料 施設賃借料 材料費	<input type="checkbox"/>	605,000
事務費	事務消耗品費、通信費、消耗器具備品費、事務機器リース、保険料、アルコール、振込手数料	<input type="checkbox"/>	1,545,500

管理費	・光熱水費 ・施設維持管理費（各種保守点検費）	<input type="checkbox"/>	716,100
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	/	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉		△
合 計			31,141,570
うち、団体本部経費			0

※3：（地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数（0.5625 人工））＋（地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数）＋（地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数）

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	団体本部 経費の含有	金額
事業費	フレイル予防教室、栄養ケア講座、理学療法運動講座	<input type="checkbox"/>	154,000
合 計			154,000
うち、団体本部経費			0

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	19,889,890	19,889,890	19,889,890	19,889,890	19,889,890
		生活支援体制 整備事業(b)	5,950,000	5,950,000	5,950,000	5,950,000	5,950,000
		地域包括支援 センター運営(c)	31,141,570	31,141,570	31,141,570	31,141,570	31,141,570
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	57,135,460	57,135,460	57,135,460	57,135,460	57,135,460
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護予 防支援事業	14,025,600	14,025,600	14,025,600	14,025,600	14,025,600
		居宅介護支援 事業	21,105,000	21,105,000	21,105,000	21,105,000	21,105,000
		通所系サービス 事業*対象外					
	その他収入						
	収入合計 (A)		92,266,060	92,266,060	92,266,060	92,266,060	92,266,060
内 訳	人件費	47,163,960	47,163,960	47,163,960	47,163,960	47,163,960	
	事業費	2,326,365	2,326,365	2,326,365	2,326,365	2,326,365	
	事務費	2,520,455	2,520,455	2,520,455	2,520,455	2,520,455	
	管理費	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	
	消費税等	794,680	794,680	794,680	794,680	794,680	
	その他	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	1,230,000	
支出合計 (B)		57,135,460	57,135,460	57,135,460	57,135,460	57,135,460	
うち、団体本部経費		0	0	0	0	0	
収支 (A - B)		35,130,600	35,130,600	35,130,600	35,130,600	35,130,600	

団体の概要

(令和 6 年 2 月 15 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまたいようかい) 社会福祉法人 横浜大陽会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒232-0061 横浜市南区大岡五丁目13番15号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	平成4年 12月
沿革	社会福祉法人 横浜大陽会 設立 平成4年12月 特別養護老人ホーム 白朋苑 開設 平成5年5月 居宅介護支援事業開設 平成11年10月 老人短期入所事業 開設 平成5年10月 横浜市六ッ川地域ケアプラザ 受託 平成12年2月 老人デイサービス事業 開設 平成5年11月 地域包括支援センター(白朋苑・六ッ川)受託 平成18年4月 在宅介護支援事業 開設 平成9年10月 小規模多機能型居宅介護(真珠のかがやき)開設平成18年4月 訪問介護ステーション白朋苑開設平成26年12月 訪問看護ステーション白朋苑開設平成26年12月 障害福祉サービス事業平成27年2月 サービス付き高齢者向け住宅平成27年11月 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護開設平成28年2月 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業平成28年6月 栄養ケアステーションの経営平成30年4月 特定相談支援事業平成31年2月 福祉用具貸与販売事業所の開設令和4年2月
事業内容等	第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム白朋苑 「100名」 第二種社会福祉事業 短期入所事業 0名(特養空床利用) 通所介護事業 白朋苑 35名 六ッ川地域ケアプラザ 35名 小規模多機能型居宅介護事業 真珠のかがやき 25名 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業、生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に

	応ずる事業、特定相談支援事業 公益事業 居宅介護支援事業 地域包括支援センター 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業の受託経営 サービス付き高齢者向け住宅の経営 栄養ケアステーションの経営 特定福祉用具販売事業 福祉用具貸与事業 特定介護予防福祉用具販売事業 介護予防福祉用具貸与事業			
財務状況	年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
	総収入	1,153,056,418	1,212,055,687	1,041,537,904
	総支出	1,112,986,908	1,107,655,511	1,036,091,936
	当期収支差額	40,069,510	104,400,176	5,445,968
	次期繰越収支差額	1,047,657,462	1,007,587,952	762,976,776
連絡担当者	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]			
特記事項				